

高齢者福祉計画・介護保険事業計画および障がい者計画・障がい福祉計画の見直し案に関する意見を募集します

現在市では「土岐市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」および「土岐市障がい者計画・障がい福祉計画」に基づき各種福祉施策を進めています。これらの計画は、平成24年度から見直すこととなっており、このたび素案がまとまりましたので、広く市民の皆さんから意見を募集します。

募集期間 1月16日(月)～29日(日)

素案閲覧場所 市役所福祉課および各支所
※市ホームページでもご覧になれます。

素案閲覧時間 午前8時30分～午後5時15分

意見を提出できる方 市内に在住・在勤・在学の方、市内に事業所を有する方

意見の提出方法 福祉課へ直接お持ちいただくか、郵送(当日消印有効)、Eメール(fukusi@city.toki.lg.jp)、FAX(☎7051)で提出してください。様式は自由ですが、住所、氏名、電話番号を記入してください。

なお、窓口での意見提出の受け付けは、平日午前8時30分～午後5時15分です。

意見の取り扱い 提出された意見を考慮し、計画の内容について修正などを行います。また意見に対する市の考え方および修正内容を、市ホームページで一定期間公表します。※意見に対する個別の回答は行いません。

■問い合わせ 福祉課(内線151・152)

公的年金などの源泉徴収票が交付されます

確定申告をするときの添付書類として必要となる「平成23年分公的年金等の源泉徴収票」が、厚生年金・国民年金の老齢年金を受給している方全員へ、2月上旬までに送付されます(障害年金・遺族年金は非課税のため、送付されません)。

この源泉徴収票には、平成23年中の年金支払総額、社会保険料の金額・源泉徴収税額・控除内容が記載されています。再交付が必要な方は、多治見年金事務所で手続きをしてください。

■問い合わせ ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)または多治見年金事務所(☎☎0255)

国民年金保険料の納付は前納がお得です

口座振替での保険料の1年前納、半年前納を希望する方は、2月末までに申請書を提出してください。

1年前納とは、保険料1年分を1度に納めることで、口座振替は4月末頃(平成24年度分は5月1日)です。半年前納は保険料6カ月分を1度に納めることです。来年度の保険料は未定ですが、前納すると割引され、通常の各月納付と比べて安くなります。

前納した方で、年度途中で国民年金から厚生年金などに切り替わった場合は、切り替わった月以降の保険料を還付します。

※1年前納、半年前納を申し込むと、以降も継続して前納となるため、変更する場合は手続きが必要です。

■問い合わせ 市民課保険年金係(内線137)

県食品安全対策協議会公募委員(消費者代表)を募集します

募集人数 若干名

任期 4月1日～平成26年3月31日の2年間

委員の仕事内容など 年3回程度、平日に開催する会議(2時間程度)に出席し、自由に意見を述べてください。会議ごとに、謝礼および交通費(県規定による)を支払います。

応募資格 食品の安全について関心があり、平成24年4月1日現在で満20歳以上で、県内に居住または通勤、通学している方(国、地方公共団体の議員および常勤の公務員は、応募の対象外です)

提出書類 応募書および作文(いずれも様式は自由)

応募書には、氏名、性別、年齢、住所、電話番号、職業、国・自治体の各種委員会などの委員やモニター経験、その他地域づくりなどの団体活動経験、応募理由を記入。作文は「食品の安全について問題だと思うこととその改善のための提案」をテーマに、800字程度で記述してください。

提出期限 2月15日(水)(必着)

■申し込み・問い合わせ 県庁生活衛生課食品安全推進室(〒500-8570(住所不要)、☎058-272-8284・FAX058-278-2627)